

8 月 定 例 教 育 委 員 会

新 旧 対 照 表

(令和 8 年 8 月 2 7 日)

議 案

- 第 1 0 号 丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)・・・1 頁
- 第 1 1 号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・2 頁
- 第 1 2 号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・4 頁
- 第 1 3 号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(保育教育課)・・・5 頁
- 第 1 4 号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・25 頁
- 第 1 5 号 丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・32 頁
- 第 1 6 号 丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(保育教育課)・・・36 頁

丹波篠山市教育委員会公告式規則新旧対照表

現行	改正案
(規則の公布) 第2条 (略) 2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の<u>前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名するものとする。</u> 3 教育委員会規則の公布は、<u>丹波篠山市役所前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。</u>	(規則の公布) 第2条 (略) 2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の<u>前文、教育委員会名及び教育長名を記入するものとする。</u> 3 教育委員会規則の公布は、<u>丹波篠山市公告式条例（平成11年篠山市条例第3号）第2条第2項及び第3項の例によりこれを行う。</u>

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
区分	利用月	児童1人当たりの利用料（月額）	区分	利用月	児童1人当たりの利用料（月額）
年度を通して利用する場合	各月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6, 000円	年度を通して利用する場合	各月（8月を除く。）	月曜日から金曜日まで利用する場合 7, 000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 8, 400円			月曜日から土曜日まで利用する場合 9, 200円
春季及び夏季休業日の期間中のみ利用する場合	4月、7月、3月	月曜日から金曜日まで利用する場合 2, 000円	長期休業期間中のみ利用する場合	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 1 0, 000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 2, 800円			月曜日から土曜日まで利用する場合 1 2, 300円
	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6, 000円		7月	月曜日から金曜日まで利用する場合 4, 400円
					月曜日から土曜日まで利用する場合 5, 000円
	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 1 0, 000円		8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 1 0, 000円
					月曜日から土曜日まで利用する場合 1 2, 300円

		<u>400円</u>
冬季休業日の 期間中のみ利 用する場合	<u>12月、</u> <u>1月</u>	<u>1,400円</u>

	<u>2,300円</u>
<u>12月</u>	月曜日から金曜日まで利用する場合 1, <u>600円</u> 月曜日から土曜日まで利用する場合 2, <u>200円</u>
<u>1月</u>	月曜日から金曜日まで利用する場合 1, <u>100円</u> 月曜日から土曜日まで利用する場合 1, <u>100円</u>
<u>3月</u>	月曜日から金曜日まで利用する場合 2, <u>800円</u> 月曜日から土曜日まで利用する場合 3, <u>300円</u>

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(虐待等の禁止) 第13条 (略)	(虐待等の禁止) 第13条 (略) (児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(10) (略) (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12)～(27) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (7)～(10) (略) (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する<u>教育認定子ども</u>をいう。 (11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する<u>保育認定子ども</u>をいう。 (12)～(27) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子ども数に該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数に該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供 イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該（ア）又は（イ）に定める者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） 次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者 a <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u> b <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもで、満4歳以上のもの</u> （イ） <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者</u> ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5) (略) 5・6 (略) (虐待等の禁止)	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供 イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該（ア）又は（イ）に定める者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） 次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者 a <u>教育認定子ども</u> b <u>満3歳以上保育認定子どもで、満4歳以上のもの</u> （イ） <u>満3歳以上保育認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者</u> ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)・(5) (略) 5・6 (略) (虐待等の禁止)
--	--

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定子ども園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定子ども園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>同法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</u>	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</u>
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数</u>が、<u>第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</u>	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子どもの総数</u>が、<u>第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</u>
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費

には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。	には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。
（特別利用教育の基準）	（特別利用教育の基準）
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及

ける小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「法第27条第3項第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「教育認定子ども数の総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「法第27条第3項第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内

と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る

保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごととに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

利用定員

（2）事業所内保育事業者 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3

歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る画定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規

定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定す

が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6

るその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～6 (略)	2 (略)
7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)	<u>8</u> 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略)

(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 （略） （運営規程） 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) （略） （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければ	(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 （略） （運営規程） 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) （略） （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければ
--	--

ばならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	ばならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3 (略) (記録の整備) 第49条 (略)	3 (略) (記録の整備) 第49条 (略)
2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用)	2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用)
第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、	第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは

「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、そ

は「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項にお

れぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」

いて同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げ

とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

る額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。

この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあ

るのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）」に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び<u>特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の数の総数が、<u>第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</u>	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び<u>特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。</u>）の数の総数が、<u>第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</u>
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満</u>	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定</u>

3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	子どもを除く。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。
--	--

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。））にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的

(1)～(3) (略) 2～7 (略) <u>第13条 削除</u>	的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下この条において「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11) (略)
(家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) (略)	(家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11) (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。
(職員)	(職員)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）をおおむね15人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人
(4) (略)	(4) (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行	4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行

う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければなら

ない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければなら

ない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所に

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

あつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	--

丹波篠山市立認定こども園条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案																											
(名称、位置及び定員) 第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>丹波篠山市立味間認定こども園</td><td>丹波篠山市西吹75番地1</td><td>460人</td></tr><tr><td>丹波篠山市立たき認定こども園</td><td>丹波篠山市草ノ上109番地1</td><td>115人</td></tr><tr><td>丹波篠山市立こんだ認定こども園</td><td>丹波篠山市今田町今新田38番地</td><td>120人</td></tr></table>	名称	位置	定員	丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人	丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人	丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今新田38番地	120人	(名称、位置及び定員) 第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>丹波篠山市立味間認定こども園</td><td>丹波篠山市西吹75番地1</td><td>460人</td></tr><tr><td>丹波篠山市立たき認定こども園</td><td>丹波篠山市草ノ上109番地1</td><td>115人</td></tr><tr><td>丹波篠山市立こんだ認定こども園</td><td>丹波篠山市今田町今新田38番地</td><td>120人</td></tr><tr><td>丹波篠山市立かやのみ認定こども園</td><td>丹波篠山市日置127番地</td><td>115人</td></tr></table>	名称	位置	定員	丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人	丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人	丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今新田38番地	120人	丹波篠山市立かやのみ認定こども園	丹波篠山市日置127番地	115人
名称	位置	定員																										
丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人																										
丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人																										
丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今新田38番地	120人																										
名称	位置	定員																										
丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人																										
丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人																										
丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今新田38番地	120人																										
丹波篠山市立かやのみ認定こども園	丹波篠山市日置127番地	115人																										

丹波篠山市立幼稚園設置条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正案	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。		第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地
丹波篠山市立たまたみ幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地	丹波篠山市立たまたみ幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地
丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地	丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地
丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地	(削除)	
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1

丹波篠山市保育所条例新旧対照表（第3条関係）

現行		改正案	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
たかしろ保育園	丹波篠山市糯ヶ坪甲108番地1	たかしろ保育園	丹波篠山市糯ヶ坪甲108番地1
城東保育園	丹波篠山市日置445番地1	(削除)	
にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1	にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1
	定員		定員
	60人		60人
	60人		
	75人		75人

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	位置	通所区域		名称	位置	通所区域	
しろたきクラ ブ	丹波篠山市日置4 45番地1	かやのみ幼稚園の通園区域		(削除)			
なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 29番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚 園の通園区域		なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 29番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚 園の通園区域	
きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 59番地	西紀きた幼稚園の通園区域		きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 59番地	西紀きた幼稚園の通園区域	
くすのきクラ ブ	丹波篠山市小枕9 3番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通 園区域		くすのきクラ ブ	丹波篠山市小枕9 3番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通 園区域	
どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田74番地1	古市幼稚園の通園区域		どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田74番地1	古市幼稚園の通園区域	
こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域		こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域	

丹波篠山市立幼稚園設置条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正案	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。		第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立ささやま幼稚園	丹波篠山市北新町5番地
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地
丹波篠山市立たまたみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地	(削除)	
丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地		
丹波篠山市立かかやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地	丹波篠山市立かかやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	位置	通所区域		名称	位置	通所区域	
しろたきクラ ブ	丹波篠山市日置4 45番地1	かやのみ幼稚園の通園区域		しろたきクラ ブ	丹波篠山市日置4 45番地1	かやのみ幼稚園の通園区域	
なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 29番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚 園の通園区域		なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 29番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚 園の通園区域	
きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 59番地	西紀きた幼稚園の通園区域		きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 59番地	西紀きた幼稚園の通園区域	
くすのきクラ ブ	丹波篠山市小枕9 3番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通 園区域		くすのきクラ ブ	丹波篠山市小枕9 3番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通 園区域	
どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田74番地1	古市幼稚園の通園区域		どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田74番地1	古市幼稚園の通園区域	
こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域		こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5番地	ささやま幼稚園の通園区域	

